

T&M通信

～税務と経営～

2018年10月号

今月の経営チェックポイント✓

- 社会保険料の標準報酬月額の変更に伴う徴収額の変更月です。
- 10月、11月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。
- 10月8日（月）は体育の日です。

納税期限スケジュール

- 労働保険料の延納（分割納付）の第2期分の納付期限は、10月31日（水）までです。
- 個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分の納付期限は10月31日（水）までです。

※10月15日（月）は当事務所の臨時休業日とさせていただきます。皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが何卒よろしくお願い致します。



着眼点 「日本企業を蝕む『PL脳』とは」

税理士 田中 彰

10月になりました。ご挨拶として初秋の爽やかな季節を表現したいところですが、この記事を書く今まさに台風24号を迎えようとしている時です。9月4日の台風21号の被害は大きく、停電が数日間も続いた地域がありご苦労された方々、お家や車に被害を受けられた方々に心よりお見舞い申し上げます。私たちは先日の経験を活かし、今回の台風を迎え撃つ心構えが少しは出来たと思いますが、何せ自然を相手にすることなので後は無事を祈るばかりです。

ところで、本日（9月30日）の読売テレビ「そこまで言って委員会」でPL脳という言葉を紹介されていました。日本の企業はその躍進ぶりが世界的に注目された過去もありましたが、現在ではアメリカや中国の企業に比べ停滞していると言わざるを得ない状況です。その一因となっているのがこのPL脳であるそうです。PLとはProfit and Loss statement(損益計算書)の略称ですが、このPL脳の意味についてももう少し見てみます。

PL脳という言葉は、元ミクシィ社長の朝倉祐介氏の著書「ファイナンス思考 日本企業を蝕む病と再生の戦略論」の中で使われ「目先の売上や利益を最大化することを目的視する、短絡的な思考態度のこと」と定義されています。私もそうですが会計に携わる者の多くがPL脳であるかもしれません。経営の目的は売上や利益を上げることであり、この思考のどこが悪いのかと言いたくなります。しかし、朝倉氏は「大きな構想を描きリスクをとって投資するという積極的な姿勢を欠き、結果として成長に向けた道筋を描くことができていないのが、現在の日本企業」であると警告されています。

現在の世界を牽引する米国のIT4社のことをGAFA（グーグル・アップル・フェイスブック・アマゾン）というそうですが、これほど急成長する企業が現在のところ日本から生まれる気配は確かにありません。PL脳は約30年前の高度経済成長期には機能したが、現在のように成熟した経済期においては機能しないということでしょう。借入金の返済や人員削減などリストラを断行し一時的に利益を回復させたとしても、長期的な成長には結びつかないことを私たちは経験してきました。これからは「企業価値を最大化するために、長期的な目線に

立って事業や財務に関する戦略を総合的に組み立てる考え方」が重要であるとの指摘には納得できます。さて、皆様はどのようにお考えでしょうか。

●ゴルフ場利用税は必要？

ゴルフ場利用税。ゴルフをされる方は聞いたことがあるかもしれませんが、ゴルフ場を利用する場合、一定額の税金が利用者に課せられています(え？ そうなの？ と思った方、一度ゴルフ場利用時の計算書をご確認してみてもいかがでしょうか)。1日の利用につき、標準税率800円(上限1200円)です。

このゴルフ場利用税、文部科学省はここ数年連続して廃止要望を税制改正に向けて提出しています。オリンピック競技にもなっているゴルフは世代を問わずプレーできるスポーツであるのに、スポーツを楽しむのに税金が課せられる、確かに違和感がありますね。

他方、廃止に反対しているのが課税側の都道府県と当該利用税を財源として交付を受ける市町村です。ゴルフ人口の減少が叫ばれているとはいえ、平成28年度のゴルフ場利用税の税収は約450億円にもなり、自治体としてはこれを手放すようなことはしないでしょう。平成最後の税制改正、どうなるか注目です。

個人的にはスコアも削減させたいところでもあります。目指せ100切り！

(文責：亀元 祐希)

●雑損控除と災害減免法について

先日の台風21号で被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

当事務所の顧問先様からも被害に遭われたとのお話を伺っています。今回の様に台風の影響により被害を受けた場合には、火災保険、自動車保険等の損害保険に加入されていれば保険金の支払を受ける事が出来る場合がありますので、保険会社に確認してください。そして台風等の災害により住宅や家財等に被害を受けた時には、確定申告で雑損控除又は災害減免法のどちらか有利な方を選択し所得税を軽減する事が出来ます。但し被害を受けた損害額から保険金や損害賠償金の支払いを受けた金額を差引いた額に基づき計算します。なお、災害減免法は被害に遭われた年の所得金額が1,000万円以下の方のみが選択適用できる制度です。雑損控除の場合には控除額が1年で控除できない時には、翌年以降3年間控除することができます。いずれも被害に遭われた翌年に確定申告しなければなりません。

(文責：田中 恵子)

●働き方改革～人件費の増加～

京都府の最低賃金が今月から882円となりました。最低賃金がどんどん引き上げられる中で、人件費の増加にお悩みの方も多くいらっしゃるのではないのでしょうか。

人件費の増加に関して、2018年6月に成立した働き方改革関連法案の中でおさえておくべきポイントとなってくるのが「中小企業においても月60時間を超える時間外労働に対して5割の割増率で計算した割増賃金を支払う」という決定です。これまでは2割5分でしたので、時間外労働の多いお仕事の方は大幅な人件費の増加が見込まれます。以前から決定していた事項なのですが、当面の間中小企業では適用が猶予されていました。しかし、2023年4月より中小企業も例外なく対象となります。

先行して、2020年4月には時間外労働の上限が罰則付きで定められます。2020年・2023年と聞くとかなり先の話のようにも聞こえますが、時間外労働の対策は一朝一夕にはいかない問題ですので、残業をいかに減らすことができるか早めに考えておく必要があります。

(文責：田中 ひとみ)